



付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間	元号 年 月 日				元号 年 月 日				氏名又は名称	F04	税率 6.24 % 適用分			税率 7.8 % 適用分			合計		
	N01				~	N02							A	B	(A+B)	C			
項目											円			円			円		
課税売上額 (税抜き)	①										G01			G20			G41		
	免税売上額																G42		
	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額																G43		
	課税資産の譲渡等の対価の額 (① + ② + ③)																※第一表の①欄へ		
④																G44			
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)																G45			
⑤																G46			
非課税売上額																G47			
⑥																※第一表の②欄へ			
資産の譲渡等の対価の額 (⑤ + ⑥)																G47			
⑦																C01	※端数切捨て		
課税売上割合 (④ / ⑦)																			
⑧																			
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)										G02			G21			G48			
⑨										G03			G22			G49			
課税仕入れに係る消費税額																G50			
⑩										G04			G23			G51			
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)																			
⑪										G05			G24			G52			
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額																			
⑫																※⑬及び⑭欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る支払対価の額												G25			G53				
⑬																			
特定課税仕入れに係る消費税額												(⑬B欄×7.8/100)				G54			
⑭										G06			G27			G55			
課税貨物に係る消費税額																G56			
⑮										G07			G28			G57			
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額																			
⑯										G08			G29			G58			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑪+⑬+⑭+⑯)																			
⑰										G09			G30			G59			
課税売上高が5億円以下かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)																			
⑱										G10			G31			G60			
課5課95税億税% 売未売円 上満上超 割の 高又合場 が高合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの										G11			G32			G61		
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの										G12			G33			G62		
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑱+⑳×④/⑦)]										G13			G34			G63		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰×④/⑦)										G14			G35			G64			
⑲										G15			G36			G65			
控除の 課税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額										G16			G37			G66		
	⑳										G17			G38			G67		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額																		
㉑																			
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額																			
㉒																			
差引	控除対象仕入税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉓±㉔+㉕]がプラスの時										※付表1-3の④A欄へ		※付表1-3の④B欄へ						
	㉓										G17			G38					
控除過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉓±㉔+㉕]がマイナスの時										※付表1-3の⑤A欄へ		※付表1-3の⑤B欄へ							
㉔										G18			G39						
㉕										※付表1-3の⑥A欄へ		※付表1-3の⑥B欄へ							
貸倒回収に係る消費税額										G19			G40						
㉖																			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 ⑨、⑪及び⑬には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 3 ⑪及び⑬欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。(R5.10.1以後終了課税期間用)